

進めています 施設使用料の見直し

市は、3年に一度、市内の公共施設の使用料の見直しを行い、現在、平成18年4月1日の使用料改正に向けて見直し事務を進めています。

これまで、使用料は過去3年間の人件費や物件費などを平均した経費を基に、稼働日数や稼働時間などから単価を算出し、部屋ごとの面積に乗じて積算してきました。

今回の見直しでは、『行政改革実施計画』に基づき、施設を実際に使用する人が応分の負担をする受益者負担の適正化に向け、使用料の積算根拠を明らかにし、分かりやすい使用料とするため、『使用料算定の基本的方式』を設定し、見直しを行っています。

使用料算定の基本的方式

使用料算定の基本的方式とは、『原価』×『性質別負担割合』です。

『原価』とは、施設の維持管理費や人件費を基に算定したもので、維持管理費には光熱水費や修繕、通信運搬、消耗品などの経費が含まれます。

『性質別負担割合』とは、各施設を4種類に分類し、施設を使用する人（受益者）と行政が負担する割合を設定したものです。

第1分類（受益者負担20%、行政負担80%）

社会福祉や児童の生活文化の振興などを目的とした施設。

- 登別温泉ふれあいセンター、総合福祉センターしんた21、各児童館

第2分類（受益者負担70%、行政負担30%）

老朽化が著しい全市民対象施設。

- 登別公民館、登別温泉公民館

第3分類（受益者負担90%、行政負担10%）

一定の機能を有している全市民対象施設。

- 労働福祉センター、鉄南ふれあいセンター、婦人センター、市民会館、鷲別公民館、若草つどいセンター、札内高原館（肉類加工室など）

第4分類（負担割合は施設ごとに算定）

運動施設などや規模・設置目的などにより受益者負担と行政負担の割合が単純に決められない施設。

- 川上公園野球場、岡志別の森運動公園、カルルス・サン・スポーツランド、市営陸上競技場、青少年会館、市営カルルス温泉スキー場、総合体育館、市営水泳プール、市民プール、郷土資料館、文化伝承館、ネイチャーセンター、葬斎場、小・中学校（一般開放）、札内高原館（体育館、資料室、交流室）

見直しの対象施設は？

今回の見直しでは、受益者負担の公平性や使用料算定方法を明確化するため、これまで別基準などで算定してきた施設や、無料としてきた施設についても見直し対象施設としました。

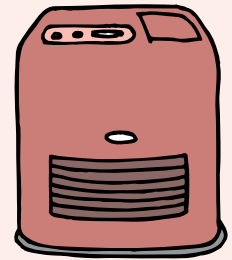
しかし、法などに基づく措置により入所する施設や使用料の算定方法が法令などで定められている施設、規模や設置目的などにより受益者負担と行政負担の割合が単純に決められない施設などについては、見直し対象施設から除外しました。

除外した施設

- 養護老人ホーム恵寿園、児童デイサービスセンターのぞみ園、老人趣味の作業所、老人福祉センター、保育所、放課後児童クラブ、老人憩いの家、婦人研修の家、市営住宅集会場など

冬季使用料を新たに設定します

これまで、冬期間に施設を使用するときは、使用する部屋ごとに暖房使用料を実費負担としてきましたが、今後は毎年11月1日から4月30日までの期間内に施設を使用する場合、暖房料を含めた『冬季使用料』を設定する方向で検討しています。



時間による利用区分を見直します

これまで、施設を貸し出すときは、『午前』『午後』『夜間』『全日』の4つに区分し、利用区分ごとに格差を付けた使用料を定めていました。

今後は、『午前』『午後』などの4区分ごとの貸し出しは継続しますが、利用区分ごとの使用料に差をつけず、1時間当たりの単価を同一にします。

また、『全日』の区分については、1時間当たりの単価を通常の80%として算出します。

ガス料金や冷房料金を廃止します

これまで、調理室などを使用した場合、ガス料金を実費負担としてきましたが、ガス料金が施設の維持管理費の中に含まれていることから、実費負担を廃止する方向で検討しています。

また、冷房料金についても実費負担としてきましたが、利用期間が少ないことなどから廃止する方向で検討しています。

このほかにも、市民会館大ホールと中ホールの土・日曜日、祝日の料金などを廃止する方向で検討しています。

減額使用料を見直します

これまで、減額使用料については、電気料と暖房料の実費相当額でしたが、今後は、減額使用料の基準を統一し、使用料の30%（11月から4月までの期間については、暖房料の実費相当額を加算）とする方向で検討しています。

なお、減額使用料が1,000円未満の場合はその金額を使用料とし、1,000円を超えた場合は、1,000円に1,000円を超えた金額の50%を加算した額を使用料とする方向で検討しています。